

工 事 概 要

工事箇所				工区	18
河川土工	式	1	間詰工	式	1
コンクリートブロック工	m2	79	石積（張）工	m2	3
護床工	式	1	構造物撤去工	式	1

施 工 理 由

本工事は、河川点検の結果に基づき実施する維持補修工事であり、普通河川天神川他の護岸等を補修し、流路の安定を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年8月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年8月	
基 準 適 用 年 月	2025年8月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	01:河川工事	
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1.0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
河川土工	残土処理工	残土等処分			m3	2,550	処分費	
河川土工	残土処理工	残土等処分			m3	7,800	処分費	自然石
仮設工	土留・仮締切工	土砂等処分 天神川、明神川派川 岩谷川	土砂（土のうち詰土）		m3	5,000	処分費	
仮設工	土留・仮締切工	廃プラスチック処分	土のう袋		kg	25	処分費	

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（天神川他）工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川修繕			式	1				
河川土工			式	1				
掘削工			式	1				
掘削 岩谷川-3工区		土質:土砂,施工方法:上記以外(小規模),施工数量: 小規模(標準)	m3	50				(概)
転石破碎 天神川-13工区		火薬使用:無し	m3	3				(概)
盛土工			式	1				
路体(築堤)盛土 天神川-6, 12, 13, 明神川派川-1工区		施工幅員:2.5m未満	m3	20				(概)
人力運搬 天神川-6, 明神川派川-1工区		換算距離:80m以下	m3	10				(概)
土材料		再生クラッシャーラン(RC-40)	m3	20				(概)
残土処理工			式	1				
土砂等運搬		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	30				(概)
残土等処分			m3	30				
土砂等運搬		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	20				(概) 自然石

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（天神川他）工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
残土等処分			m3	20				自然石
法覆護岸工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り 天神川-8工区 （参考数量）		土質：土砂	m3	2				（概） 現場制約あり
床掘り 岩谷川-3工区 （参考数量）		土質：土砂	m3	20				（概） 小規模
埋戻し 天神川-2, 12, 13工区 （空洞部碎石充填）		土質区分：土砂, 土質：土砂	m3	7				（概） 締固めなし、現場 制約あり
埋戻し 岩谷川-3工区 （参考数量）		土質区分：土砂, 土質：土砂	m3	8				（概） 小規模
人力運搬 天神川-2工区		換算距離：40m以下	m3	4				（概）
間詰工			式	1				
間詰コンクリート 天神川-1工区 バックホウ打設		コンクリート規格：各種, 小型構造物, 一般養生, 一般型枠	箇所	1				生コン小型車割増、 型枠含む
間詰コンクリート 天神川-2工区 クレーン車打設（距離17m以下）		コンクリート規格：各種, 小型構造物, 一般養生, 一般型枠	箇所	1				生コン小型車割増、 型枠含む
間詰コンクリート 天神川-3工区 クレーン車打設（距離17m以下）		コンクリート規格：各種, 小型構造物, 一般養生, 一般型枠	箇所	1				生コン小型車割増、 型枠含む
間詰コンクリート 天神川-4工区 クレーン車打設（距離17m以下）		コンクリート規格：各種, 小型構造物, 一般養生, 一般型枠	箇所	1				生コン小型車割増、 型枠含む

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（天神川他）工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
間詰コンクリート 天神川-6工区 クレーン車打設（距離17m以下）	コンクリート規格：各種，小型構造物，一般養生，一般型枠	箇所	1				生コン小型車割増、 型枠含む
間詰コンクリート 天神川-8工区 バックホウ打設	コンクリート規格：各種，小型構造物，一般養生，一般型枠	箇所	1				生コン小型車割増、 型枠含む
間詰コンクリート 天神川-9工区 バックホウ打設	コンクリート規格：各種，小型構造物，一般養生，一般型枠	箇所	1				生コン小型車割増、 型枠含む
間詰コンクリート 天神川-10工区 バックホウ打設	コンクリート規格：各種，小型構造物，一般養生，一般型枠	箇所	1				生コン小型車割増、 型枠含む
間詰コンクリート 天神川-11工区 クレーン車打設（距離17m以下）	コンクリート規格：各種，小型構造物，一般養生，一般型枠	箇所	1				生コン小型車割増、 型枠含む
間詰コンクリート 岩谷川-1工区 バックホウ打設	コンクリート規格：18-8-40（高炉），小型構造物，一般養生， 一般型枠	箇所	1				型枠含む
モルタル練 天神川-7，岩谷川-2， 明神川派川-2工区	1:3，高炉	m3	0.07				（概）
コンクリートブロック工（コンクリートブロック積） 岩谷川-3工区		式	1				
均しコンクリート	コンクリート規格：18-8-40（高炉），無筋構造物，一般養生	m	22				（概）
現場打基礎コンクリート	コンクリート規格：18-8-40（高炉），底幅：52cm，高さ：30cm	m	22				
コンクリート（間知）ブロック積	ブロック規格：控え35cm、JIS滑面	m2	79				胴込・裏込コン、裏 込砕石含む
石積（張）工 天神川-5工区		式	1				
石積	石材種類：玉石	m2	3				（概） 生コン小型車割増、 胴込コン含む

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（天神川他）工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
根固め工			式	1				
護床工			式	1				
河床コンクリート 天神川-6工区 人力打設		コンクリート規格:各種, 無筋構造物, 一般養生	m3	2				生コン小型車割増、 現場内小運搬あり
河床コンクリート 天神川-12, 13工区 人力打設		コンクリート規格:各種, 無筋構造物, 一般養生	m3	4				生コン小型車割増
河床コンクリート 明神川派川-1工区 コンクリートポンプ車打設		コンクリート規格:18-8-40(高炉), 無筋構造物, 一般養生, 圧送管延長なし	m3	14				
コンクリート 天神川-12工区(落差部) 人力打設		コンクリート規格:各種, 小型構造物, 一般養生, 一般型枠	箇所	1				(概) 生コン小型車割増、 型枠含む
コンクリート 天神川-13工区(落差部) 人力打設		コンクリート規格:各種, 小型構造物, 一般養生, 一般型枠	箇所	1				(概) 生コン小型車割増、 型枠含む
構造物撤去工			式	1				
構造物取壊し工			式	1				
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:無筋構造物, 工法区分:人力施工	m3	4				(概)
運搬処理工			式	1				
人力運搬		換算距離:40m以下	m3	2				(概)
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	2				(概) 人力積込

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（天神川他）工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	2				
仮設工		式	1				
土留・仮締切工 (参考数量)		式	1				
土のう積	側面並べ、仕拵・積立・撤去	m2	38				
土砂等運搬 天神川、明神川派川	土質:土砂（土のうち詰土）	m3	10				(概) 現場制約あり、人 力積込
土砂等運搬 岩谷川	土質:土砂（土のうち詰土）	m3	1				(概) 現場制約あり、人 力積込
土砂等処分 天神川、明神川派川、 岩谷川	土砂（土のうち詰土）	m3	10				
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ積込・運搬	土のう袋	kg	20				(概) 人力積込、DID区 間あり
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ処分	土のう袋	kg	20				
水替工 (参考数量)		式	1				
ポンプ設置・撤去		箇所	14				(概)
ポンプ排水	排水量:0以上120(m3/h)未満,全揚程:10m,排水方 法:常時排水	日	20				(概)
交通管理工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（天神川他）工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
交通誘導警備員		交通誘導警備員B	人日	33				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 42.1%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				

設計内訳書 (本01)

[illegible]

特記仕様書（個別工事編）

工事名 河川維持補修（天神川他）工事

工事場所 京都市北区鷹峯一ノ坂他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>) に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保障及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（施工時間）

施工は昼間とする。ただし、関係機関や関係者との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第2条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
施工箇所	1名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）」との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材料・製品	備考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

第2条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現

場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第3条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認」

工種・種別等	細別	確認時期
法覆護岸工	現場打基礎コンクリート	設置完了時

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種・種別等	細別	確認時期
間詰工	間詰コンクリート	コンクリート打設前
護床工	河床コンクリート	コンクリート打設前

第4条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

項 目	確認時期
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。
ダンプトラックの過積載状況確認	ダンプトラックによる過積載防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない）。

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」

(最終改正平成23年4月1日)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
自然石	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 滋賀県大津市伊賀香立途中町 861	設計運搬距離 L = 40.4 km
コンクリート塊 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府亀岡市篠町王子石原畑 1-1	設計運搬距離 L = 19.8 km
廃プラスチック	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 33	設計運搬距離 L = 16.0 km

2 建設発生土が発生する場合の対応(指定地処分)

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 豊坂建材株式会社 京都市西京区桧原芋峠 60-3	設計運搬距離 L = 23.1 km
建設発生土 (土のうち詰土) 天神川、明神川派川	(指定地処分) 木野山下建設株式会社 京都市左京区岩倉幡枝町 2051	設計運搬距離 L = 4.6 km
建設発生土 (土のうち詰土) 岩谷川	(指定地処分) 木野山下建設株式会社 京都市左京区岩倉幡枝町 2051	設計運搬距離 L = 21.1 km

本工事では土質調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

(1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事

業者である場合

- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（最終改定令和7年6月1日）以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工 程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
②土工	土工 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

業 内 容 及 び 解 体 方 法	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2）効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3）費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4）成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、着工前または工事中に工事ビラ「〇〇工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲において配布すること。
- 2 工事期間中においては、休工中も含めて連絡が取れる体制を構築すること。
- 3 週間工程表（作業工程、立会、確認等の予定を記載）を作成し、前週末までに監督職員に提出すること。
- 4 土日祝日の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。
- 5 年末年始等の長期休暇の際は、連絡体制及び現場の点検体制を構築し、事前に監督職員に提出

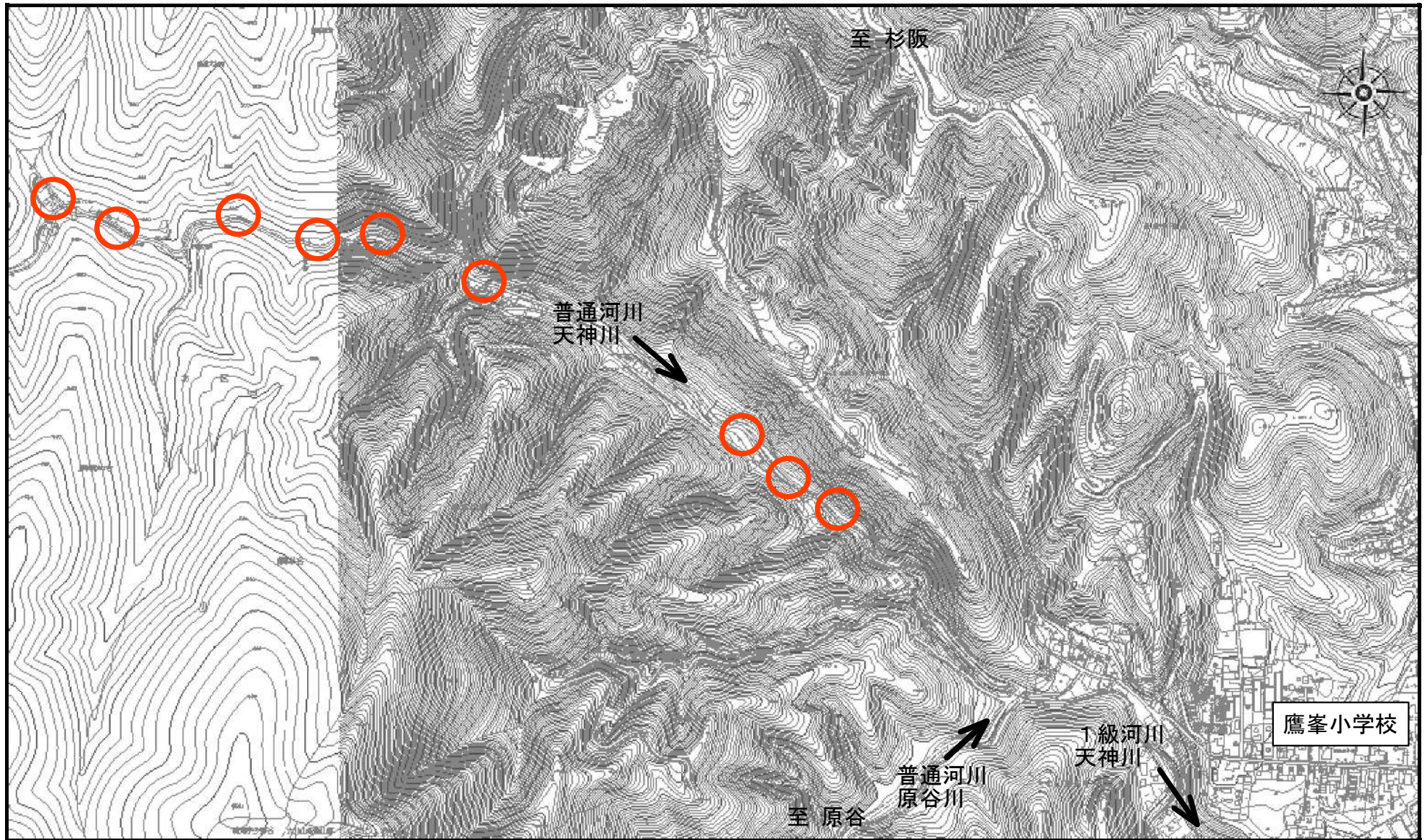
すること。

- 6 地域住民および関係者等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 7 明神川派川において、上流域で別工事が予定されているため、施工スケジュールを調整すること。

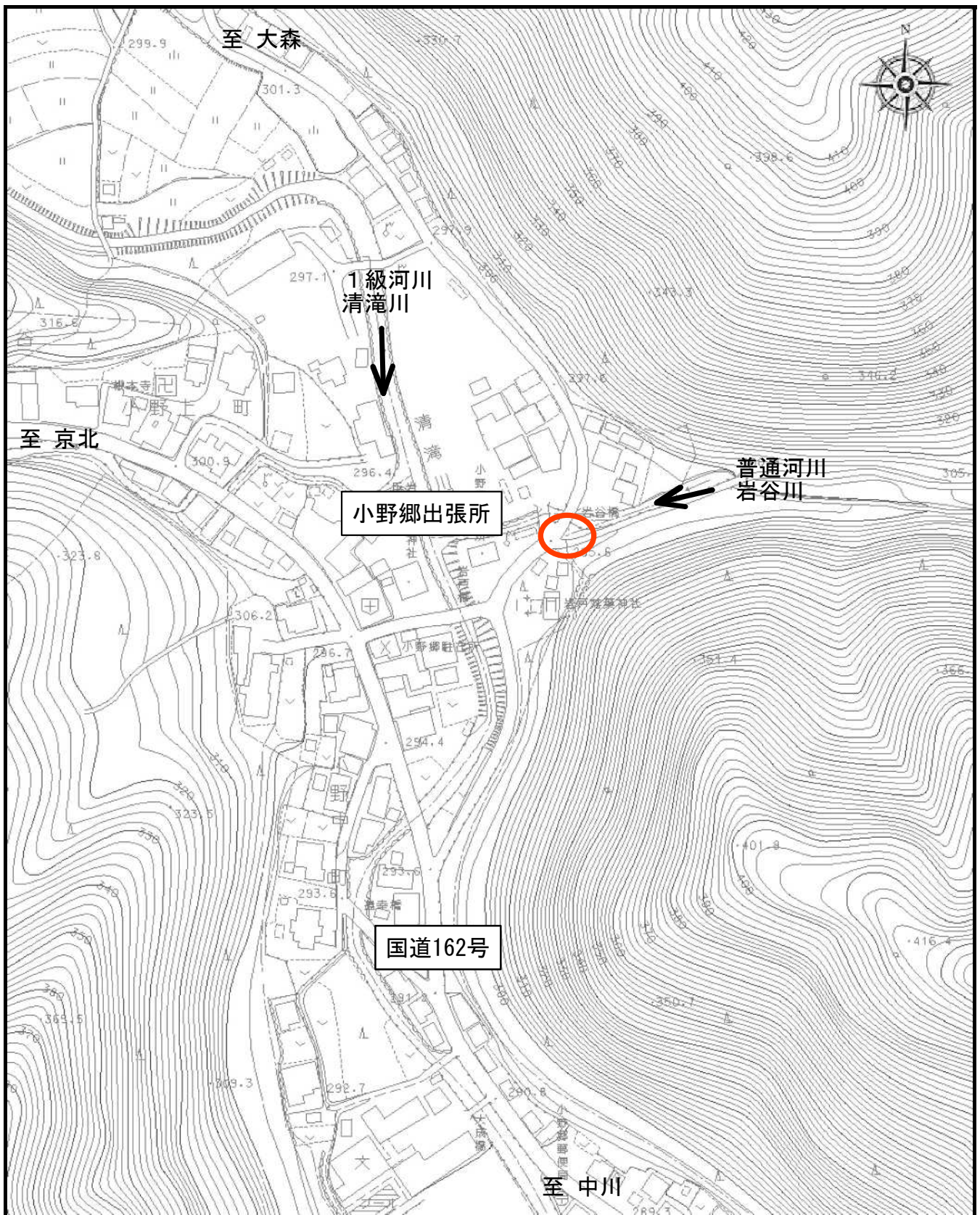
(以上)

位置図

(天神川)



位置図 (岩谷川)



位置図

(明神川派川)

